

秋田県プレミアム飲食券使用者規約（商品券用）

第1条（総則）

本規約は、秋田県が発行する「秋田県プレミアム飲食券」のうち商品券にかかるものについて規定するもので、使用者（以下に定義します。）が秋田県プレミアム飲食券を使用する場合には、本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1. 「秋田県プレミアム飲食券」

対象地域の加盟店にて、2020年9月30日まで秋田県プレミアム飲食券取引が出来る秋田県発行の商品券をいいます。

2. 「使用者」

秋田県が規定した本規約を承諾のうえ、秋田県プレミアム飲食券を加盟店で使用する者をいいます。

3. 「加盟店」

秋田県プレミアム飲食券加盟店規約を承諾のうえ所定の申込書にて秋田県に申し込み、秋田県が承認した個人、法人および団体をいいます。

4. 「秋田県プレミアム飲食券取引」

使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部を秋田県プレミアム飲食券で取引することをいいます。

第3条（秋田県プレミアム飲食券の管理等）

1. 使用者は秋田県プレミアム飲食券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。

2. 使用者は秋田県プレミアム飲食券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、秋田県は一切の責任を負いません。

第4条（使用者の順守事項）

1. 秋田県プレミアム飲食券の販売単位は1名あたり1セットとし、電子飲食券と合わせて100枚まで申込を可能とします。但し、100枚以上購入希望の場合は、事務局へ連絡を行い使用用途を事務局で確認・承認をした場合のみ再購入が出来るものとします。詳細は下記の通りとします。

販売金額：2,800円（消費税込）

1セット：1,000円券×4枚（プレミアム助成分30%=1,200円）

2. 使用者は、秋田県が指定する WEB サイトに必要情報を登録のうえ、秋田県が発行し郵送する「秋田県プレミアム商品券」引換ハガキを、秋田県が指定する販売窓口にて、秋田県プレミアム飲食券を購入するものとします。本規約に別途定める場合を除き、決済済みの秋田県プレミアム商品券の払戻しは行わないものとします。
3. 秋田県は、第 1 項の販売単位制限に反して、秋田県プレミアム飲食券の同一人物による複数購入、偽名を使うなどの不正購入が判明した場合、当該使用者に対して、身分証明書の提示等による本人確認を求めることができるほか、秋田県プレミアム飲食券を無効化する場合があるものとします。
4. 使用者は秋田県プレミアム飲食券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。
5. 使用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的で秋田県プレミアム飲食券取引はしないものとします。

第 6 条（秋田県プレミアム飲食券取引）

1. 使用者は、秋田県が指定する販売窓口店にて、秋田県が発行する「秋田県プレミアム飲食券」引換ハガキを提示のうえ、指定された枚数を現金にて決済するものとします。取引時に、秋田県プレミアム飲食券用金額を必ず確認するものとします。
2. 秋田県プレミアム飲食券取引は、1,000 円単位となります。
3. 秋田県プレミアム飲食券の額面に満たない秋田県プレミアム飲食券取引の場合、釣り銭は支払われません。
4. 秋田県プレミアム飲食券取引後の返金対応はできません。

第 7 条（加盟店との紛争）

使用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、使用者は加盟店との間で解決するものとし、秋田県はその責任を負いません。

第 8 条（秋田県プレミアム飲食券の有効期限・使用可能期間）

1. 秋田県プレミアム飲食券の有効期限は、2020 年 9 月 30 日までです。
2. 有効期限を経過した場合、秋田県プレミアム飲食券の利用は一切できなくなります。

3. 有効期限内であっても、取得した秋田県プレミアム飲食券の払い戻しは出来ません。

第9条（個人情報等の収集および利用）

秋田県は、秋田県プレミアム飲食券で収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

1 個人情報とは、秋田県プレミアム飲食券購入において提供を受けた、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

2 個人情報の共同利用

(1) 共同利用することのある項目

①氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・利用日・秋田県プレミアム飲食券の利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項。

②お問い合わせに関する事項。

③サービス提供に関する事項。

(2) 共同利用の目的

①秋田県プレミアム飲食券の運営及びサービス提供

②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

③電子メール等の通知手段による情報発信

④利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

⑥上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

(3) 共同利用する者の範囲

①秋田県

②秋田県プレミアム飲食券事務局（事務局運営事業者 J T B 秋田支店）

3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 個人情報の管理

収集した個人情報については、秋田県が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第10条（業務委託）

秋田県は、秋田県プレミアム飲食券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第11条（使用停止または中止）

1. 秋田県または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、秋田県プレミアム飲食券の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、使用者は、秋田県プレミアム飲食券の全部または一部を使用することができません。

(1) 天災地変、停電、その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

(2) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。

(3) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2. 前項に基づき秋田県プレミアム飲食券の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた使用者の損害等について、秋田県は一切の責任を負いません。

第12条（使用の一時停止および中止）

秋田県または加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、使用者の秋田県プレミアム飲食券取引は出来ず、保有する秋田県プレミアム飲食券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

1. 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。

2. 秋田県プレミアム飲食券を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合

3. 秋田県プレミアム飲食券の利用状況に照らし、使用者として不適格である場合。

4. 秋田県プレミアム飲食券取得申込に虚偽が発覚した場合。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 使用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 秋田県は、使用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、使用者の保有する秋田県プレミアム飲食券残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、秋田県は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、使用資格の取り消しに起因して使用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4. 前項の場合、当該使用者の保有する秋田県プレミアム飲食券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第14条（秋田県プレミアム飲食券の終了）

秋田県は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、秋田県プレミアム飲食券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じます。

第15条（規約の変更）

本規約を変更する場合、秋田県は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第16条（合意管轄裁判所）使用者は、秋田県プレミアム飲食券に関して秋田県との間に紛争が生じた場合、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第17条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第18条（お問い合わせ窓口）

秋田県プレミアム飲食券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

秋田県プレミアム飲食券サポートデスク（コールセンター）0120-178-338（受付時間10：00～17：00）

本規約は、2020年6月3日から適用します。

本規約は、2020年7月10日から適用します。

本規約は、2020年8月5日から適用します。